

# 給水装置工事施行基準の概要

八幡市 上下水道部 上水道課  
〒614-8037  
京都府八幡市八幡高畑1-1  
電話 075-983-5328(給水係)  
FAX 075-983-7671

令和2年10月1日改正

給水装置工事の申し込みにあたり、特に必要な箇所を概要としてまとめました。申請の際に参考としてお使いください。

本冊子はあくまで「概要」であるため、給水装置工事施行基準についても内容を確認し、内容に適合するよう申し込んでください。

#### ○給水工事の申請の種類

先行分岐工事	配水管から分岐し、メーター止水栓まで設ける工事
臨時給水工事	建築工事等で臨時に給水装置を設ける工事 <b>原則、使用期間は1年以内</b>
内線給水工事	メーター2次側の給水装置を設ける工事

#### ○申請提出書類

##### ① 給水装置工事申込書

必要に応じて、裏面の確約書等の記入

##### ② 給水装置工事竣工届及び竣工検査願(竣工検査を予約するまでに提出)

##### ③ 平面図・立面図

##### ④ 建築確認済書の表紙の写し

(無い場合は①給水装置工事申込書裏面の確約書に記入)

##### ⑤ 位置図(住宅地図)

##### ⑥ 開栓・閉栓用紙(内線工事)

##### ⑦ 道路使用許可書の写し(分岐工事)

\*様式は八幡市のホームページよりダウンロードすることができます。

#### ○申請から検査の流れ

##### ① 給水装置工事申込書の提出

→ 申請後、審査及び決裁処理に通常5営業日必要

##### ② 決裁後、検査手数料等の納付書の発行(指定給水装置工事事業者に連絡)

##### ③ 検査手数料等の納付

→ 納付の確認ができた時点で検査の予約可能(急ぎの場合は、納付通知書兼領収書の写しを提出すれば確認可能)

##### ④ 検査予約(電話予約可能、**検査前2営業日までに予約必要**)

##### ⑤ 検査(**分岐工事は検査当日配水管が出てきた時点で再度連絡必要**)

#### ○竣工検査

##### ① 分岐工事においては、配水管とサドル分水栓の取付け部に1.75MPaの静水圧を1分間保持し、水漏れがないことを確認する。

道路復旧状況等、必要に応じて写真の提出を求める場合がある。

- ② 内線工事においては、メーター下流側に 1.75MPa の静水圧を1分間保持し、水漏れがないことを確認する。また、給水開始前検査に準じた水質検査(臭気、味、色、濁り、残留塩素 0.1mg/l以上)を行う。
- ③ 給水装置、給水用具が提出図面どおりか確認する。
- ④ 検査完了後、内線工事についてはメーターの取付けを行う。

#### ○ 水道の臨時使用について

水道を臨時で使用したい場合は、使用場所の状況により手続きが異なります。

- ① 臨時使用したい場所に、メーターが設置してある場合  
→ 経営課窓口で開栓手続きを行う。
- ② 臨時使用したい場所に、引込管(止水栓まで)はあるが、メーターがない場合  
→ 給水装置工事申込書(臨時)を提出。決裁後、発行された納付書にて手数料を納付した後、窓口でメーターの受け取りを行う。  
その後経営課窓口にて開栓手続きを行う(メーター受け取りの際に開栓手続きを行うことは可能)。  
指定工事業者は開栓希望日時までに、メーターの取付け及び給水栓等の設置を行うこと。(開栓作業は開栓希望日時に市が行う。)
- ③ 臨時使用したい場所に、引込給水管がない場合  
→ 給水装置工事申込書(分岐)を提出。その後発行された納付書にて手数料を納付した後、工事着工。  
竣工検査立会時に市がメーターを持っていくので、検査完了後メーターを取り付ける。  
その後経営課窓口にて開栓手続きを行う。

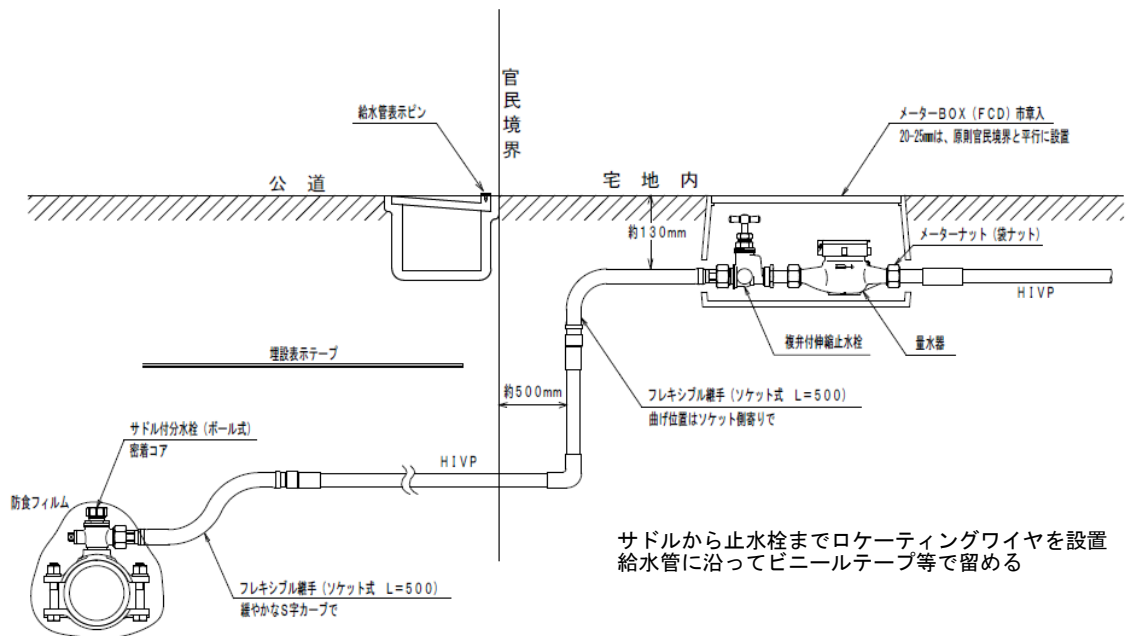
#### ○ 特記事項

1. メーター周辺は植樹したり、塀や擁壁等で囲ったりしないこと
2. メーターは原則として官民境界線から 50cm 以内に設置すること。また、メーターボックスは官民境界線から検針する際に開けやすい向き(道路と平行)に設置すること
3. 給水管を取り出す場合は、異形管を避け、継手部及び付属設備からは 1.0m 以上離さなければならない。また、分水栓で取り出す場合は、分水栓相互間の取付間隔は 30cm 以上離すよう水道法施行令で定められている
4. 50mm 以下の給水管には、地盤沈下や地震に対応するため、分岐部分及び止水栓一次側部にフレキシブル継手を取り付ける。その際、フレキシブル継手は緩やかに曲げ、可とう性、伸縮性を持たせる。
5. 30mm 及び 40mm のメーターを設置する場合はメーターより 2 次側に逆流を防止するための器具を設置する
6. 給水管は他の埋設物から 30cm 以上の間隔を保って埋設する
7. 増径に伴う既設給水管の分水撤去については、新設の先行分岐工事申請と同時に

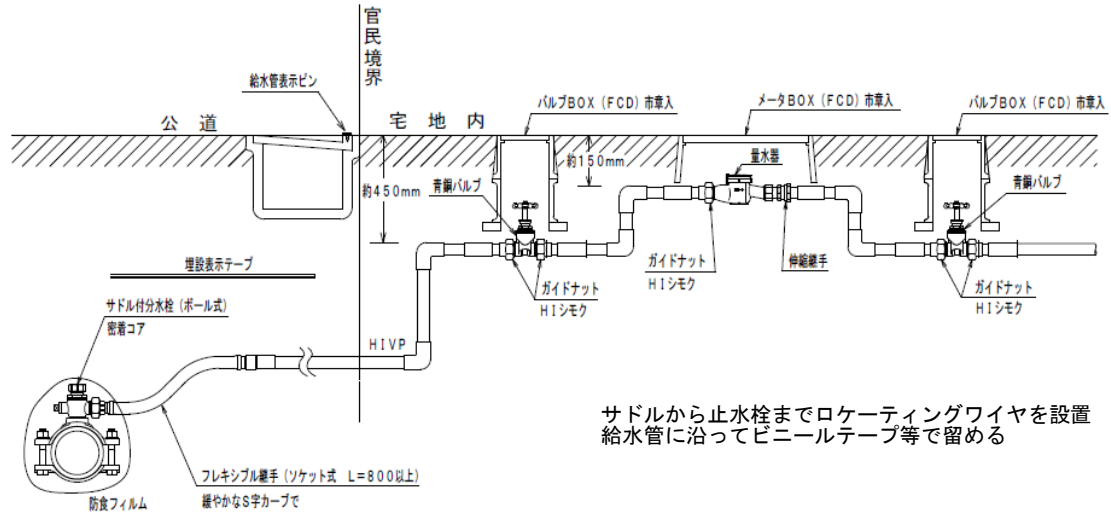
行うことができる

8.  $\phi 50\text{mm}$  及び  $\phi 75\text{mm}$  のメーターを設置する場合は、メーターバイパスユニットを設置すること
9.  $\phi 75\text{mm}$  以上の分岐工事の施工方法は、上水道課に確認を行うこと
10. 給水管の撤去は分岐部分から行うこと。また、公道上の施工については道路管理者等の指示に従うこと
11. 新規の場合は、給水管表示ピンを取付する

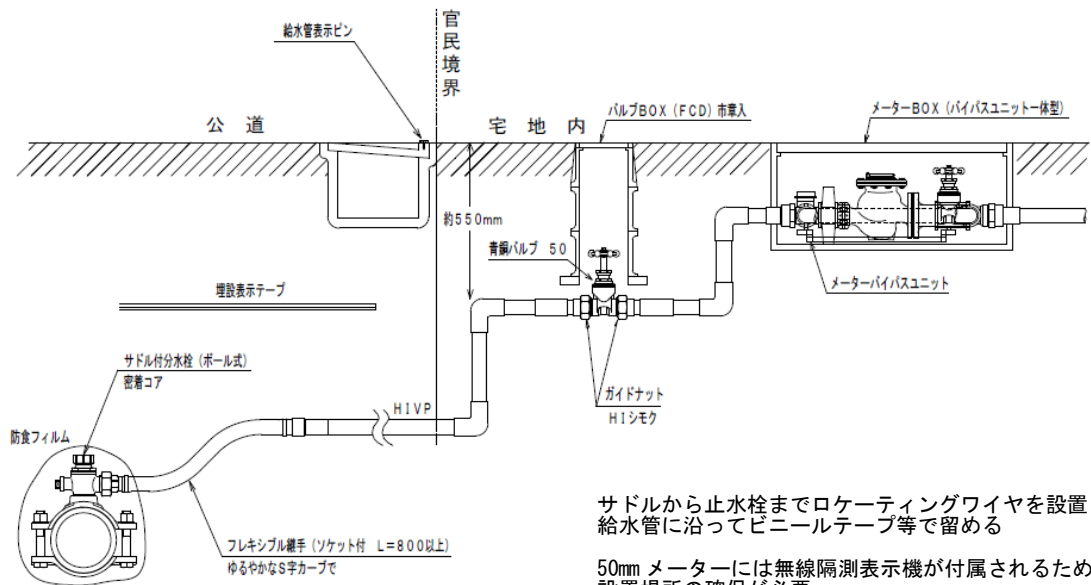
○ 給水口径 20-25mm



○ 給水口径 30-40mm



○ 給水口径 50mm



○ 分岐工事

部長	次長	課長	主幹	課長補佐	係長	審査	受付

## 給水装置工事申込書

八幡市長 様 申込日.....〇〇年 〇〇月 〇〇日

私（工事申込者）は、下記事項確約のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。  
 ・八幡市上水道給水条例及び関連規程を遵守します。  
 ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、申込者自身で解決します。  
 ・給水装置工事の申込み手続及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事事業者に委任します。

工事申込者  
 住所 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

氏名 八幡 太郎 電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

指定番号を記入する	住所コード	行政区 ( )	工事種別
	八幡市 八幡園内75	( 八幡 )	<input checked="" type="checkbox"/> 分岐 (配水管～メーター) <input checked="" type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 内線 (メーター以降) <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去
指定給水装置工事事業者	事業者コード	住所	配水管口径
	〇〇〇	八幡市八幡高畑1-1	100mm
	臨時を伴う場合は分岐・臨時両方にチェックする。	事業者名	分岐口径
		八幡水道設備	20mm
		電話	止水栓口径
		075-983-1111	20mm
給水装置工事主任技術者名	八幡 次郎	工期	〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで
		井水等併用	あり なし
		工事箇所の道路	( 国・府・市・私 ) 道路線名 〇〇17 線
		道路使用許可番号	警第 000000 号 〇〇年 〇〇月 〇〇日
		建築確認済証番号	ABC〇〇〇 号 〇〇年 〇〇月 〇〇日
		受付番号	( - )



市収納金	項目	金額(円)	特記事項			
	加入金					
	施設整備費					
	計					
	表示ピン					
	設計審査費					
分岐立会費		経営課 確認欄	月 日	使用者 番号		
竣工検査手数料		領収確認	課長	課内	区分	
計					済・未	
合計						
納付書処理	年 月 日					

○ 内線工事

部長	次長	課長	主幹	課長補佐	係長	審査	受付

## 給水装置工事申込書

八幡市長 様 申込日.....〇〇年〇〇月〇〇日

私（工事申込者）は、下記事項確約のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。  
 ・八幡市上下水道給水条例及び関連規程を遵守します。  
 ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、申込者自身で解決します。  
 ・給水装置工事の申込み手続及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事事業者に委任します。

工事申込者  
 住 所 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

ふりがな  
 氏 名 八幡 太郎 🔥 電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

工事場所	住所コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	行政区 ( )	工事種別	<input type="checkbox"/> 分岐 (配水管～メーター)		<input checked="" type="checkbox"/> 新設	
	八幡市 八幡園内75 (号地)							<input type="checkbox"/> 臨時	<input type="checkbox"/> 改造	<input type="checkbox"/> 撤去	
指定給水装置工事事業者	事業者コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			配水管口径	100mm	分岐口径	20mm	
	住 所	八幡市八幡高畑1-1					止水栓口径	20mm	量水器口径	20mm	
	事業者名	八幡水道設備 <span style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block; vertical-align: middle;">道八幡水</span>					工期	〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで			
	電 話	075-983-1111					井水等 併用	あり <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">なし</span>			
	給水装置工事 主任技術者名	給水 次郎					工事個所の道路 路線名	( 国・府・市・私 ) 道 線			
							道路使用 許可番号	警第 号 年 月 日			
							建築確認 済証番号	ABC〇〇〇 号 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
							受付番号	( - )			

市収納金	項 目	金 額 (円)		特記事項			
	加 入 金						
	施設整備費						
	計						
	表示ピン						
	設計審査費						
	分岐立会費						
	竣工検査手数料						
	計						
	合 計						
納付書処理 年 月 日			領収確認	課長	課 内	区分	番号
						済・未	

○竣工届及び竣工検査願 記入例

検査希望日については、電話で受け付け可能。2営業日までに連絡すること。

○工事種別	水道施設課	課長	主幹	課長補佐	係長	電算入力
○検査希望日	月 日 ( ) :					

給水装置工事竣工届及び竣工検査願		〇〇年〇〇月〇〇日
八幡市長 様	住所	八幡市八幡高畑1-1
	指定給水装置 工事事業者名	八幡水道設備
	電話	075 - 983 - 1111
<p>下記場所の給水装置工事を、八幡市上水道給水条例第7条第2項の規定により竣工図を添付して届出しますので、竣工検査をお願いします。なお、道路掘削を伴う工事を施工した場合は、舗装本復旧完了まで責任を持って維持管理いたします。</p> <p>本給水装置につきましては、構造及び材質が水道法施行令第5条の基準に適合していることを申し添えます。</p>		
	給水装置工事 主任技術者名	給水 次郎
工事場所	八幡市 八幡園内75	( 号地)
工事申込者	住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
	氏名	八幡 太郎
		使用者番号

道 八幡  
設 水  
備

給  
水

■検査確認欄

検査日	検査員	チェック項目
年 月 日		<input type="checkbox"/> 水圧検査 <input type="checkbox"/> メーター渡し <input type="checkbox"/> 竣工図 <input type="checkbox"/> その他 (                      ) <input type="checkbox"/> 水質 (臭気、味、色、濁り、残留塩素 0.1mg/L以上)

給水をうける 建物の種類	<input type="checkbox"/> 住居 (           階建て) <input type="checkbox"/> 店舗 (                      )
	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 (                      )
	<input type="checkbox"/> 集合住宅 (ファミリー           戸・単身者           戸) (各戸メーターの場合           階建て           階部分)

受水槽有効容量	m <sup>3</sup>	高置水槽容量	m <sup>3</sup>
---------	----------------	--------	----------------

メーター口径	メーター番号	メーター検測	用途	指示数
mm		/	普通・臨時	m <sup>3</sup>

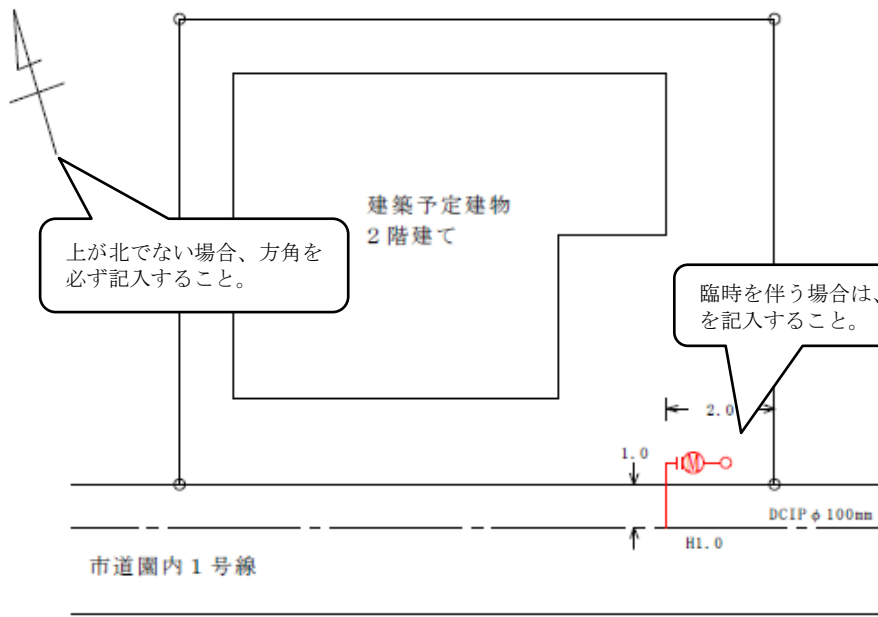
備考欄
-----



○ 分岐工事 (A4用紙使用)

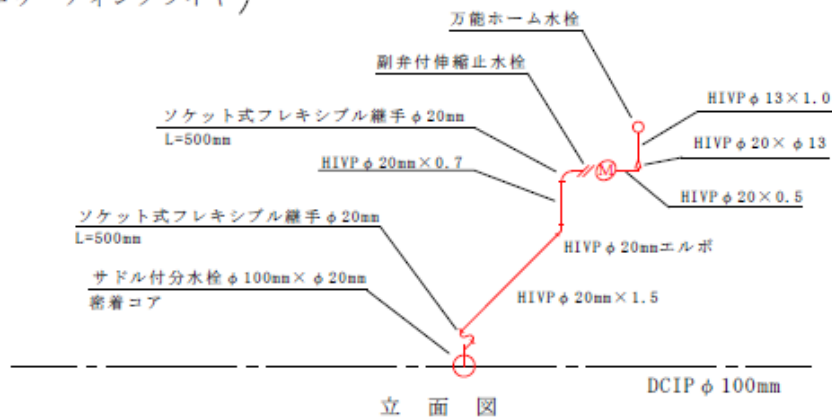
平面図・立面図

配水管調書	分水栓位置	給水管位置
深度 1.0 m	A点より m	A点より m
口径 100 mm	B点より m	B点より m
管種 DCIP		



平面図

埋設表示テープ  
ロケーティングワイヤ) 施工



立面図



# 給水装置工事申込に伴う費用

令和元年10月1日施行

## ○水道施設費（給水条例単価規程）

量水器口径	給水装置の新設		給水装置の改造 (増 径)
	施設整備費	加 入 金	
φ 2 0mm 以下 ※専用住宅	314,270 円	136,180 円	新口径と旧口径 との差額とする
φ 2 0mm 以下 ※専用住宅以外	314,270 円	178,090 円	
φ 2 5mm ※専用住宅	565,620 円	251,350 円	
φ 2 5mm ※専用住宅以外	565,620 円	324,720 円	
φ 3 0mm	880,000 円	502,810 円	
φ 4 0mm	1,885,620 円	1,068,540 円	
φ 5 0mm	3,457,080 円	1,906,630 円	
φ 7 5mm	7,228,540 円	4,096,180 円	
φ 1 0 0mm 以上	市長が定める額	市長が定める額	

※共同住宅・寄宿舎等については、戸数を乗じる。  
 ※親メーターのワンルーム（共同住宅）については、軽減措置あり。  
 ※上記費用は、10%の消費税相当額を加算した額です。

## ○検査手数料等（一申請につき）

項 目	先行分岐	臨時工事	内線工事
表示ピン	350 円	—	—
設計審査費	7,200 円	7,200 円	7,200 円
分岐立会費	5,400 円	—	—
竣工検査手数料	2,700 円	—	5,400 円
合 計	15,650 円	7,200 円	12,600 円

※表示ピンの費用は、10%の消費税相当額を加算した額です。

※臨時工事を先行分岐工事と同時に申請される場合は、先行分岐手数料（15,650 円）のみで、臨時工事にかかる手数料（7,200 円）は不要です。

※臨時水道を使用する場合は、別途前受水道料金が必要です。

八幡市上下水道部 上水道課 給水係  
 TEL 075-983-5328